

(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会)

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案

(衆第四九号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、施策における留意等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合(国際連合の人権理事会、安全保障理事会等を含む)、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならない。
- い。

- 二、この法律は、公布の日から施行する。